

○財務省告示第三十五号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项及び政府資金調達  
事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五  
条第十一项の規定に基づき、平成二十八年一月二  
十日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の  
発行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第五百八十三回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十  
九年法律第二十三号）第四十六  
条第一項並びに財政法（昭和二  
十二年法律第三十四号）第七  
条第一項、法律第九十九号（昭  
和二十六年法律第九十九号）第  
九条並びに特別会計に関する法  
律第八十三條第一項、第九十四  
条第二項、同条第四項、第九十  
五条第一項、第三百三十六條第  
一項及び第三百三十七條第一項  
社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行われる入札

三 振替法の適用

四 発行方法

争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行われる入札





十 十 十 十  
六 五 四 三

払 者 入 場 元 償  
込 者 札 所 金 還  
期 参 加 支 金  
日 加 払 額

平 財 日 額 償 当 た  
成 務 本 面 還 だ  
二 大 銀 金 金 る し  
十 臣 行 額 を 支 償 償  
八 か 通 百 払 は 還 還  
年 通 知 を 円 に つ き 期 が  
一 月 二 十 日 百 円 営 業 日 休  
月 二 十 日 者 業 日 業 日  
日 者 者 日 日 日 日 日 日